

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 25 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

後発医薬品の供給停止や出荷調整の頻発が継続していることにより、代替後発医薬品の入手が困難な状況となっていることを踏まえ、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 7 年 3 月 7 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和 7 年 9 月 30 日までの間、一部の供給停止品目と同一成分・同一投与形態の医薬品について、後発医薬品使用体制加算等における実績要件である後発医薬品の使用（調剤）割合を算出する際に、算出対象から除外しても差し支えないものとする取扱いを講じているところである。

厚生労働省としては、可能な限り早期に後発医薬品の安定供給ができるよう、各製造販売業者に対して、早期の供給回復、引き続きの安定供給や増産等の対応を依頼しているところであるが、依然として代替後発医薬品の入手が困難な状況が継続していることを踏まえ、本年 10 月 1 日以降の臨時的な診療報酬の取扱い等について下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて

後発医薬品使用体制加算等における後発医薬品の使用割合等に係る要件の取扱いについて

- ① 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課が公表した、「医療用医薬品供給状況報告」の集計結果を踏まえ、別添 2 に示す医薬品と同一成分・同一剤形の医薬品については、「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」、「後発医薬品調剤体制加算」及び「調剤基本料」注 8 に規定する減算（後発医薬品減算）（以下「加算等」という。）における実績要件である後発医薬品の使用（調

剤)割合(以下「新指標の割合」という。)を算出する際に、算出対象から除外しても差し支えないものとする。

当該取扱いについては、令和7年10月診療・調剤分から適用することとし、令和8年3月31日を終期とする。

- ② ①の取扱いを行う場合においては、別添2に示す全ての品目について、新指標の割合の算出対象から除外することとし、一部の成分の品目のみ算出対象から除外することは認められない。

また、①の取扱いについては、1月ごとに適用できることとし、加算等の施設基準について、直近3月の新指標の割合の平均を用いる場合においては、当該3月に①の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えないこととする。

なお、カットオフ値の算出については、今回の臨時的な取扱いの対象とはしないこととし、新指標の割合について①の取扱いを行った場合においても、カットオフ値については「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和7年3月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡)及び「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」(令和7年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)も参考にしつつ算出し、加算等の施設基準の実績要件を満たすかどうか確認すること。

- ③ ①の取扱いを行った上で加算等の区分に変更が生じる場合又は基準を満たさなくなる場合には、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発第0305第5号)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号)に従い、しかるべく変更等の届出を行う必要がある。その際、後発医薬品の使用割合等については、①の取扱いにより算出した割合を記載しても差し支えないこととする。

2. その他の診療報酬の取扱いについて

別添1のとおりとする。

(別添 1)

【共通】

問 1 1 の①の取扱いにおいて、新指標の割合の算出対象から除外する際に、本事務連絡の別添 2 に示す品目ではなく、令和 7 年 3 月 7 日に発出された事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（以下「令和 7 年 3 月事務連絡」という。）の別添 2 の品目を除外対象とすることは可能か。

(答) 本事務連絡は令和 7 年 10 月 1 日から適用されることを踏まえ、本年 9 月診療・調剤分までの加算等の実績要件を判断するに当たっては、令和 7 年 3 月事務連絡の別添 2 に示す品目を除外し、本年 10 月診療・調剤分以降については本事務連絡の別添 2 に示す品目を除外すること。

【医科】

問 1 1 の①の取扱いの対象となる医薬品について、一般名処方を行った場合、一般名処方加算 1 及び 2 は算定できるか。

(答) 施設基準を満たす場合は算定可。なお、今回の臨時的な取扱いについては、後発医薬品使用体制加算等の施設基準における新指標の割合の算出等に係るものであり、一般名処方加算における後発医薬品のある医薬品の取扱いを変更するものではない。

以上